

第3項 土壤汚染対策の推進

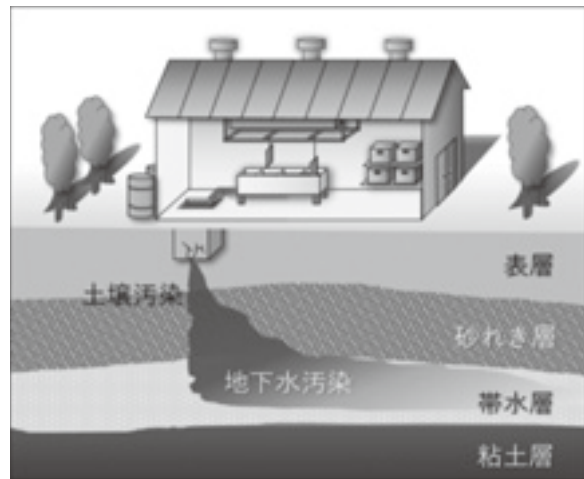
1 有害物質使用事業場に対する立入指導 【環境保全課】

土壤・地下水は一度汚染されてしまうと、元の状態に戻すために多くの時間と費用が必要となり、原因事業者を主として多大な負担が発生します。そのため、土壤や地下水の汚染は未然に防止することが重要です。2012（平成24）年6月に改正「水質汚濁防止法」が施行され、新たに有害物質の地下浸透防止のための構造基準等について遵守義務が創設されました。県では、構造基準等の適合状況を立入調査により確認し、指導・助言を行っています。

また、「群馬県の生活環境を保全する条例」では、「有害物質を使用する事業者は、定期点検や事故時に有害物質が地下に浸透するおそれがあれば調査をして知事に報告する。」ことを義務付けています。

土壤・地下水汚染の仕組みは図2-4-1-20のとおりです。

図2-4-1-20 土壤・地下水汚染の仕組み



2 市街地における土壤汚染対策の推進 【環境保全課】

(1) 土壤汚染対策法

土壤の汚染状況の把握や汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた「土壤汚染対策法」により、土地所有者等に対し、一定の契機をとらえた土壤汚染状況調査が義務付けられています。

この調査により、土壤中に一定の基準（指定基準）を超える有害物質が検出された土地は県知事・政令市長（前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市）により区域指定され、土地所有者等は汚染状況に応じ汚染の除去等の措置を実施しなければなりません。

県内における2020（令和2）年3月末現在の区域指定の状況は表2-4-1-21のとおりです。

表2-4-1-21 市町村ごとの「土壤汚染対策法」区域指定数（2019〔令和元〕年度末現在）

市町村	指定箇所数
前橋市	8
安中市	6
高崎市、富岡市	5
桐生市、渋川市	3
太田市、東吾妻町	2
玉村町、明和町、邑楽町	1
計	37

(2) 土地改変時の届出

「土壤汚染対策法」により一定規模以上の土地の改変時には届出が義務付けられており、届出における土地に土壤汚染のおそれが見られる場合には調査命令が発出されます。

2019（令和元）年度における届出等の状況は表2-4-1-22のとおりです。

表2-4-1-22 「土壤汚染対策法」第4条届出処理状況（2019〔令和元〕年度末現在）

	H29	H30	R元
総届出数	191件(94)	197件(86)	208件(113)
調査命令あり	14件(4)	15件(5)	8件(4)

※括弧内は内数で政令市処理件数

(3) 坂東工業団地周辺土壤・地下水汚染問題

坂東工業団地（渋川市北橋町）周辺においては、昭和30年代後半に埋設されたカーバイド滓を原因とする土壤汚染によって、テトラクロロエチレン等による地下水汚染が確認されています。

この事案に関して、健康被害が生じるおそれがないよう、県は周辺地下水のモニタリングを継続しています。